忍野村給水装置設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忍野村上水道事業給水条例(以下「給水条例」という。)及び忍野村上水道事業給水条例施行規程に基づき、給水区域内において給水装置設置工事を新たに設置を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象区域)

第2条 補助対象区域は、忍野村水道事業設置に関する条例に定める給水区域内とする。

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象者は、前条に規定する補助対象区域において、住居に供する給水装置を新たに設置する事業(以下「補助事業」という。)を行う者とする。ただし、次の各号に該当しなければ補助の対象としない。
 - (1) 給水条例第9条による工事の申込みを行い、工事設計の検査を受けた者
 - (2) 給水装置設置工事を行う住居に住所を有する者(給水装置設置工事を行う住居に住所を有することが確実な者を含む。)
 - (3) 忍野村税及び忍野村公共料金を完納している者(生計を一にする者を含む。)
- 2 前項に該当する者であっても、営利目的、事業所、店舗、地域の集会所、共同住宅、貸家等の建築に伴う新設工事若しくは開発行為又はこれらに準ずる行為に伴うものについては、補助の対象としない。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、給水装置の設置に要する費用に相当する額とし、20万円を限度とする。
- 2 当該補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (補助事業の申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ給水装置設置事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
 - (1) 給水装置設置工事の取出し部分に係る費用の見積書の写し

- (2) 村税等納付状況確認同意書
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助事業の承認)

第6条 村長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業に該当すると認めたときは、給水装置設置事業補助金交付承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

- 第7条 前条に規定する通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の 内容を変更するとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、 給水装置設置事業補助金交付変更等承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承 認を得なければならない。
- 2 村長は、前条の変更等承認申請により変更が生じたときは、給水装置設置事業補助金交付変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の完了報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業 完了報告書(様式第5号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。
 - (1) 工事契約書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 工事写真
 - (4) その他村長が必要と認める書類

(検査)

第9条 村長は、前条に規定する報告があったときは、速やかに補助事業が適正に執行 されたかどうか検査しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 村長は、前条に規定する検査の結果、補助事業が適正に執行されたと認めた ときは、補助金の交付を決定し、給水装置設置事業補助金交付決定通知書(様式第6 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返環)

- 第11条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。
 - (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (2) 特に村長が不正と認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの 告示に基づき補助金の交付決定を受けたものに係るこの告示の規定については、同日 後においても、なおその効力を有する。 様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)